

自主企画提案事業についてのご案内

相原公民館では地域の皆さんが培った知識・活動成果等を地域に還元するため、自主的に企画・運営をしていただく事業を実施しています（公民館自主企画提案事業といいます）。

事業の実施にあたって、公民館では公民館施設の予約、広報活動や申込者の受付などをサポートします。これまでも事業を実施し、新たなサークル活動につながったこともあります。興味のある方は、公民館までお問い合わせください。

1 申請者（事業実施者）が行うこと

（1）講座を実施するまで

- ① 「自主企画提案事業開設申込書」と「事業計画書」、「事業プログラム」、「収支予算書」の提出。
- ② 公民館との打ち合わせ（事業内容、募集人数など）。
- ③ チラシ・ポスターの作成。
- ④ 事業の準備、資料の作成など。

（2）事業の実施

事業の実施にあたっては、2回以上のプログラムであることが条件です。

（3）事業終了後

終了後1か月以内に「事業実施報告書」と「収支決算書」を提出してください。

2 公民館が行うこと

- （1） 提出された「自主企画提案事業開設申込書」を審査し公民館運営協議会役員会で選考します。
- （2） 事業実施者へ「開設決定通知書」の交付をします。
- （3） 部屋の先行予約、ポスター、チラシの掲示及び配架、申込みの受付等をサポートします。
- （4） 事業実施にあたって、相談や助言などを行います。

3 申込期間

事業の開催希望日の2カ月前までに、必要な書類を提出してください。